

# 農地転用許可等に係る指定市町村の指定基準等について

## 基本となる考え方

- 生産性の高い優良農地の確保の観点と地方分権の推進の観点の双方の観点から見て適正なものとなるようにすること。
- 優良農地の確保の目標を適切に定めるなどの農地を確保する意欲を有するとともに、法令の基準に従った制度の適切な運用を行い、そのための体制を備えた市町村は指定できるようにすること。
- 担い手への農地の利用集積等の農業施策への取組による農地の確保・保全、農地の確保にも配慮した都市計画等の土地利用計画に基づく計画的な土地利用に向けた取組を十分考慮すること。
- 国は、市町村等の事務が適正に行われるようサポートするとともに、法令の基準に違反した事務処理が行われた場合には、是正するための措置を講ずるよう積極的に対応すること。
- 国と地方がそれぞれの役割の下にこれまで以上に一体となって農地の確保等に向けて取り組むこととする。

## 指定手続等

### 1 指定の手続

- 農林水産大臣は、市町村が行う申請に基づき、基準に適合するものについて指定市町村の指定をする。
- 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事の意見を聴くことができる。
- 農林水産大臣は、指定市町村を指定しようとするときは、その旨を当該市町村及び都道府県に通知するとともに、公示することとする。
- 農林水産大臣は、指定しないときは、その旨及びその理由を当該市町村に通知することとする。

### 2 運用状況の把握

- 指定市町村は、指定市町村が行う事務処理及び優良農地を確保する目標の達成状況に関し、毎年、農林水産大臣に報告しなければならない。〔国は、毎年、個別の許可事務の実態調査を実施。〕

### 3 指定の取消し

- 農林水産大臣は、指定市町村が指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すことができる。
- 農林水産大臣は、指定市町村の指定の取消しをしようとするときは、その旨及びその理由を当該市町村及び都道府県に通知するとともに、公示することとする。

## 指定基準

### I 優良農地を確保する目標を定めること

- 以下の要件を満たす確保すべき農用地等の面積の目標が定められていること。
- 1 農振法に基づき国が策定する「基本指針」及び都道府県が策定する「農業振興地域整備基本方針」に沿って、最近のすう勢及び農地の確保に関する施策の効果を適切に勘案していること。
  - ・ 面積目標において、最近のすう勢（農用地区域からの除外及び荒廃農地の発生）や農地の確保に関する施策の効果、市町村の独自の事情が適切に見込まれていること。
  - ・ 施策効果については、
    - ① 農用地区域への編入の取組の効果
    - ② 農地中間管理機構による担い手への農地集積、荒廃農地の再生対策の推進等による荒廃農地の発生抑制・再生の効果を勘案することとし、施策の実施状況や今後の取組方針からみて適切に効果が見込まれていることを確認する。
- 2 都市計画マスタープラン等の計画に沿って地方公共団体が策定した土地利用計画に基づく開発予定等がある場合は、その事情が適切に考慮されていること。

### II 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること

- 過去5年間に於ける事務又は行為からみて、原則として、次の要件を満たすこと。
  - ・ 地方自治法に基づく事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の農地転用許可に係る事務の処理が農地法令（農地法、同法施行令及び同法施行規則）に違反していないこと
  - ・ 事務処理特例制度による権限移譲を受けていない市町村における農業委員会の農地転用を許可相当とする意見書の送付に係る事務の処理について、都道府県が、当該転用を、農地法令の要件を満たさないとして不許可としていないこと（指定された場合に農業委員会に事務委任するものに限る。）
  - ・ 農地における市町村の道路、公園等の公共施設の設置に係る行為が、施設の公益性を考慮してもなお、土地の農業上の利用の確保の観点から著しく適正を欠いていると認められるものでないこと
  - ・ 事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村の違反転用者に対する是正措置に係る事務の処理が著しく適正を欠いていると認められるものでないこと

### III 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること

- 農地転用許可等の事務に従事することとなる職員2名以上が農地転用許可制度に係る事務又は農業振興地域制度に係る事務に通算して2年以上従事した経験を有していること。
  - ・ 農地転用許可の申請の件数の少ない市町村や、農林水産省等が実施する研修を受けることにより法令に関する理解を有すると認められる職員について、例外を設ける。
  - ・ 職員の配置については、農地転用許可等に関する事務処理について経験を有する者を、事務をサポートする者として配置（OBなどの経験者を配置する場合を含む。）することも含むものとする。
- 上記の事務処理を行う体制が継続的に確保できると認められること。

※ 農地転用許可等の「等」は、農振法に基づく農用地区域における開発許可であり、指定市町村の指定基準については、農地転用許可と同様の取扱いとする。